

# 業務管理体制の整備と届出について

---

島根県健康福祉部高齢者福祉課

## 【介護サービス事業者の業務管理体制の整備とは】

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

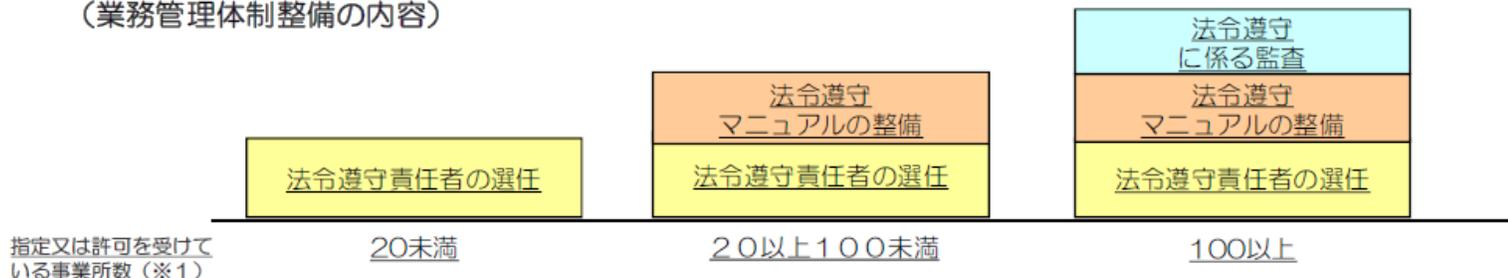
### 介護保険法第115条の32 第1項

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第七十四条第六項、第七十八条の四第八項、第八十一条第六項、第八十八条第六項、第九十七条第七項、第一百十一条第七項、第一百五十五条の四第六項、第一百五十五条の十四第八項又は第一百五十五条の二十四第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

# 1 介護保険事業者における業務管理体制の整備と届出先

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



【届出先】

区分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※1) 事業所数には、介護予防事業所は含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。  
(みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。)

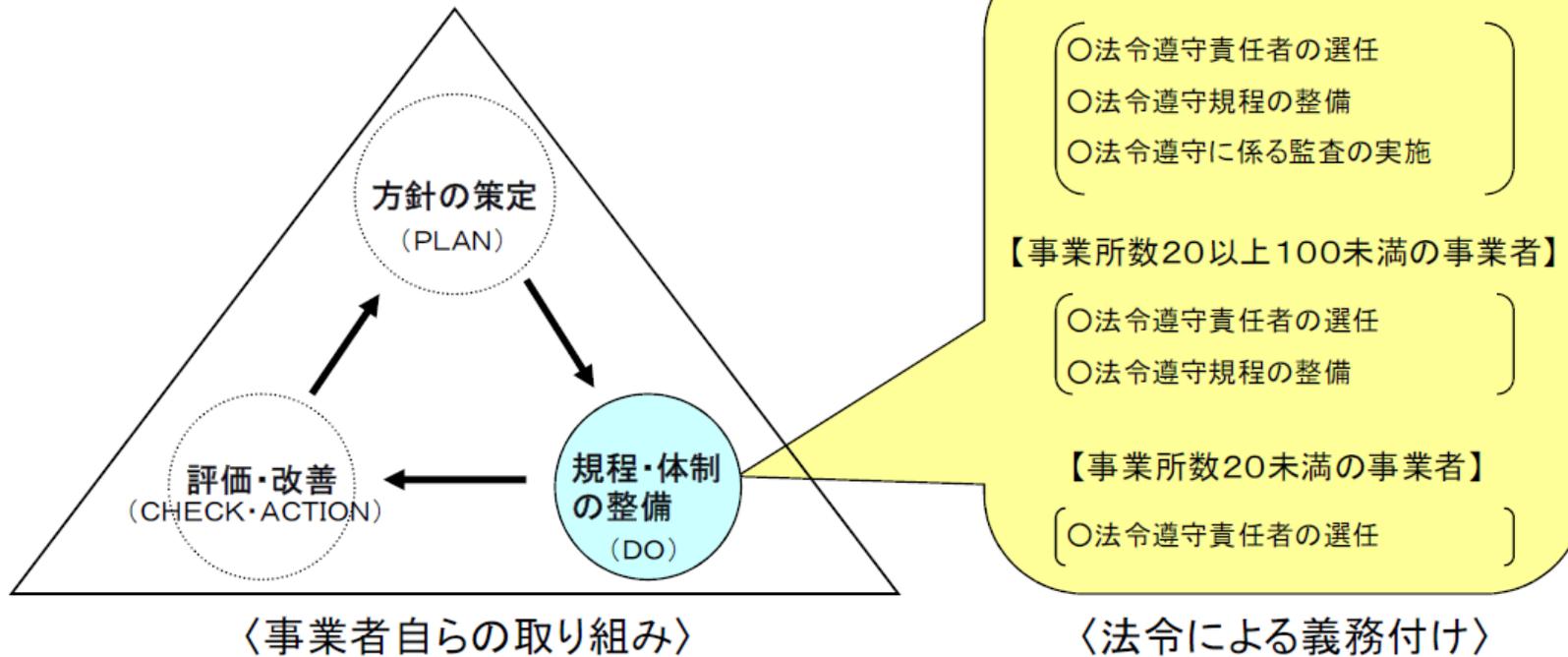
(※2) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く。(届出先は、都道府県知事)

資料出典：厚生労働省HP  
「介護サービス事業者の業務管理体制について」

## 2 業務管理体制の整備

業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なるものであること。また、省令で定める整備の基準は、事業者が整備する法令等遵守態勢の一部であることに留意する。

【法令等遵守<sup>※1</sup>態勢<sup>※2</sup>の概念図】



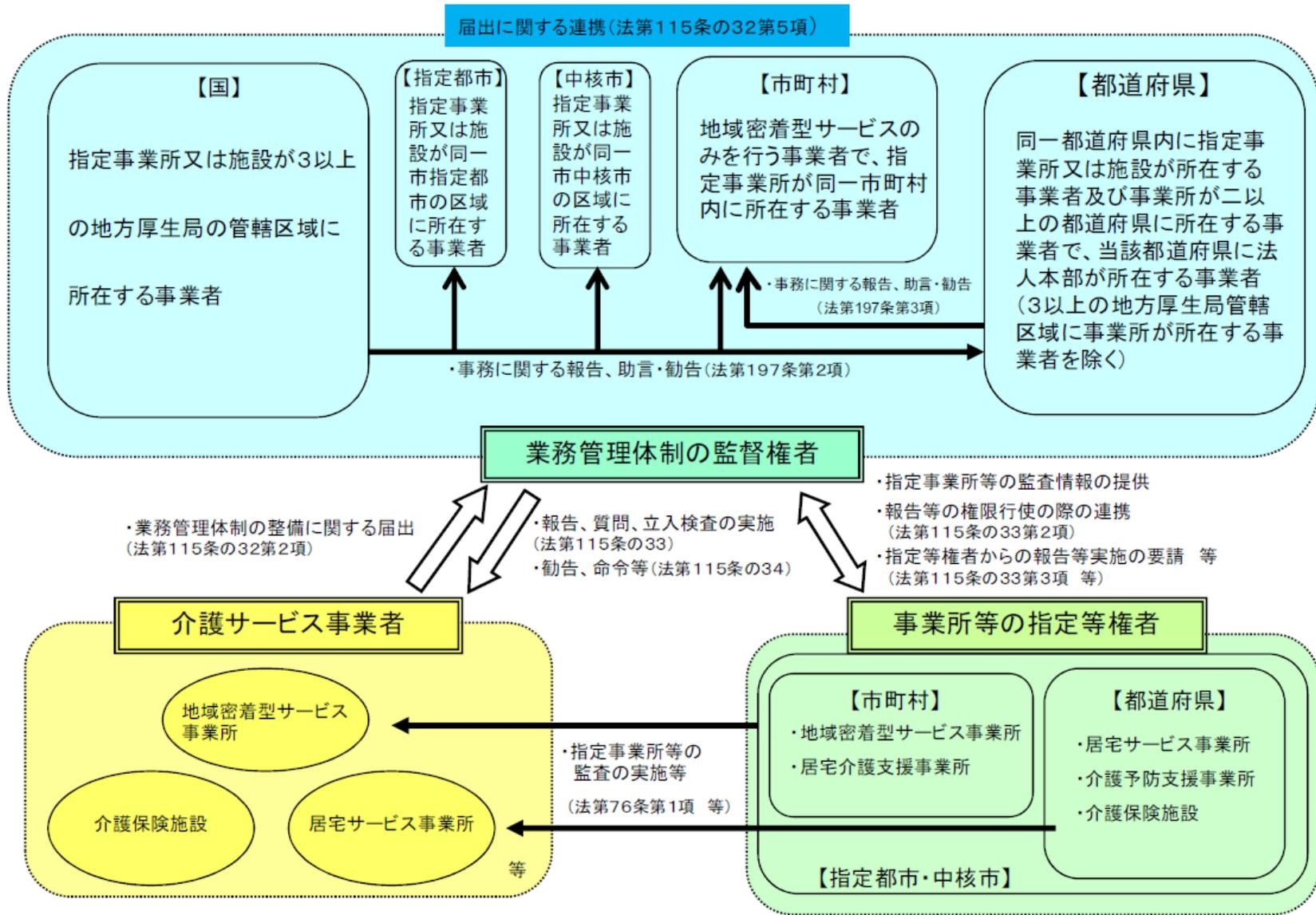
※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的（社会的要請）や社会通念に沿った適応を考慮したもの。

※2 「態勢」とは、組織の様式（体制）だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。

2

資料出典：厚生労働省HP  
「介護サービス事業者の業務  
管理体制について」

### 3 業務管理体制の監督体制等

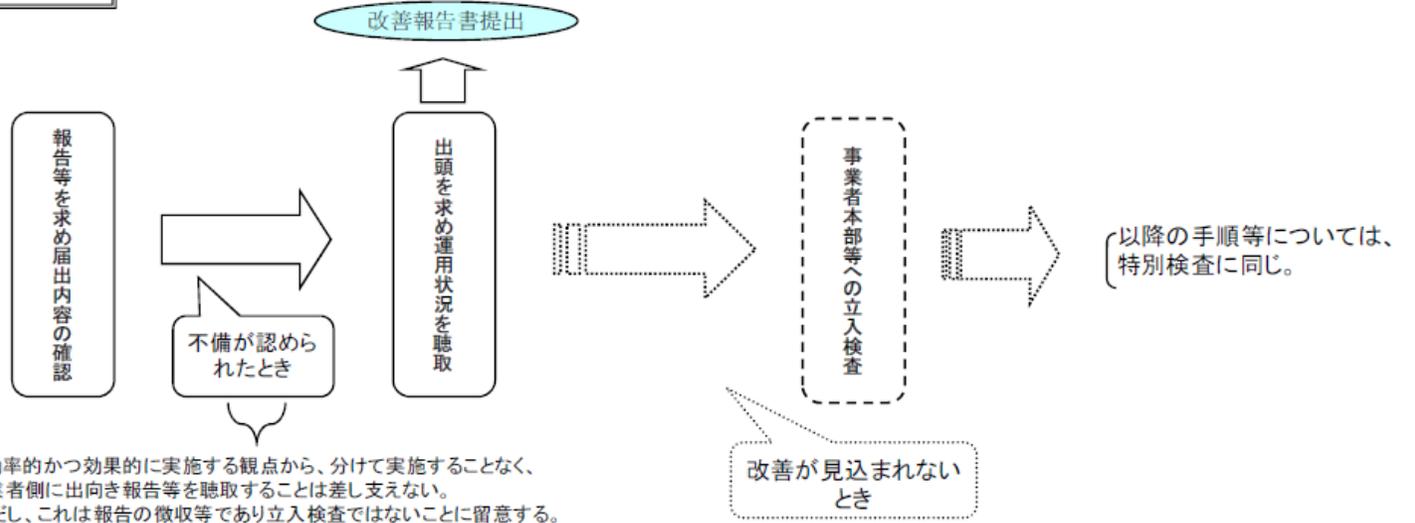


資料出典：厚生労働省HP「介護サービス事業者の業務管理体制について」

## 4 業務管理体制整備等の監督方法

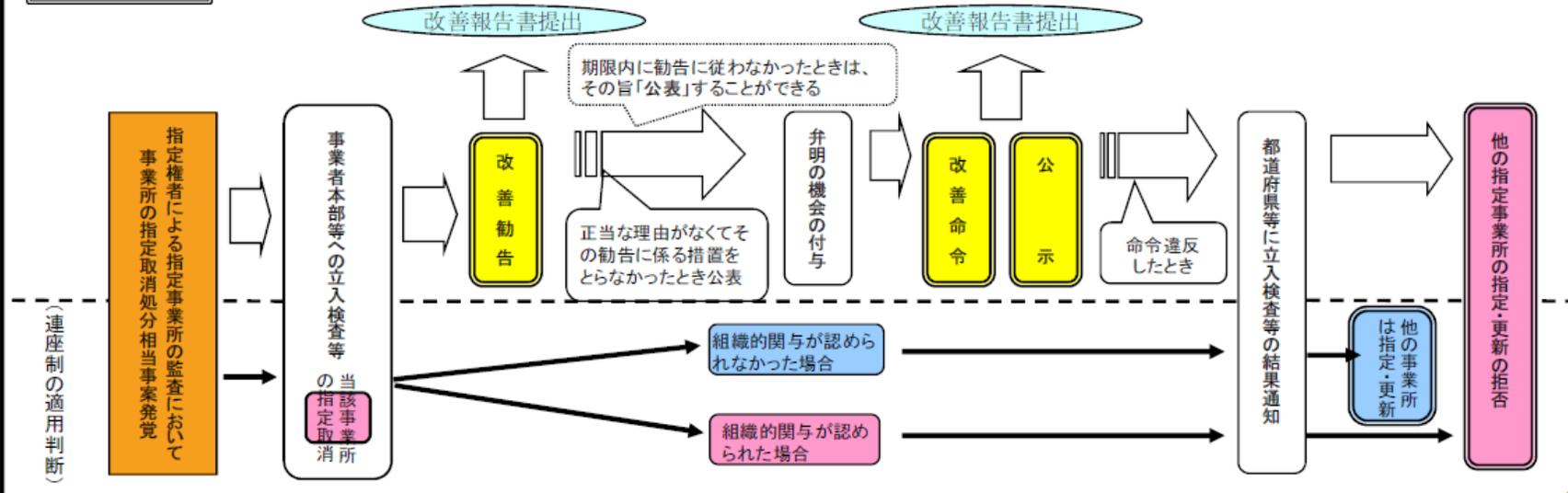
### 一般検査

(届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的実施)



### 特別検査

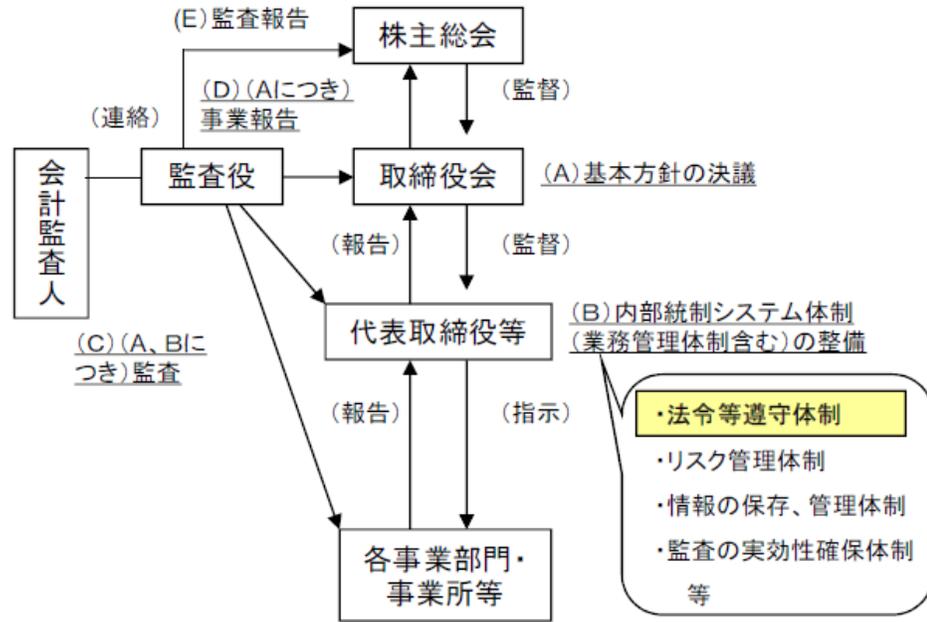
(指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施)



資料出典：厚生労働省HP「介護サービス事業者の業務管理体制について」

# 5 業務管理体制を構築するプロセスと監督のイメージ

(会社法により求められる内部統制システム)



取締役	A 内部統制システムの基本方針の決議
代表取締役	B (Aを受け)内部統制システムの体制の整備 D Aの概要を事業報告に記載し、取締役会を経て株主総会に報告
監査役	C (A、Bにつき)監査 E (Cにつき)株主総会に監査報告

(注) システムの図は、監査役設置会社をベースとし一例示したものであり、事業者の規模や法人種別等により異なることに留意すること。

【立入検査での法令等遵守態勢の確認の視点】

## 1 方針の策定

- ①法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
- ②法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
- ③方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

## 2 内部規程・組織体制の整備

- ①法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
- ②法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。
- ③各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。

## 3 評価・改善活動

- ①法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
- ②検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

届出・運用状況確認等

資料出典：厚生労働省HP  
「介護サービス事業者の業務管理体制について」

## 【届出先及び届出方法】

届出が必要となる事由	様式
新規に業務管理体制を整備した場合	第1号様式
業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等により、届出先区分の変更が生じた場合 ※変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届出が必要	第1号様式
届出事項に変更があった場合	第2号様式

<提出先> 〒690-8501

松江市殿町1番地

島根県健康福祉部高齢者福祉課

施設サービス係

令和5年3月より、厚生労働省において構築された「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下業務管理体制届出システム）を利用した届出も可能となっていますのでご活用ください。

業務管理体制届出システムURL：<https://www.laicomea.org/laicomea/>

※操作マニュアルは、業務管理体制届出システムよりダウンロードしてください

## 【事業所数の考え方】

事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。

同一事業所であっても、サービス種別が異なる場合は事業所として数えます。

例えば、一つの事業所で「訪問入浴介護」と「介護予防訪問入浴介護」の指定を併せて受けている場合、その事業所数は「2」と数えます。

健康保険法により指定を受けたみなし指定事業所は業務管理届出は不要です。

総合事業を実施している「第1号訪問事業」「第1号通所事業」等は、業務管理体制整備の事業所数には含まれません。

## 【一般検査】

県では、運営指導にあわせて、業務管理体制の整備に係る一般検査を実施しています。

審査の過程で以下のものを拝見させていただく場合がありますので、ご準備ください。

ア. 法令遵守責任者の役割及びその業務内容

イ. 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容（事業所数20以上の法人のみ）

## 【よくある質問】

(問 1) 初回の届出を行った後、新規事業所の指定又は廃止等があった場合、必ず届出事項の変更の届出をしなければならないのか。

(答) 新規事業所の指定や廃止等により事業所等の数が変更しても、整備する業務管理体制や届出先行政機関が変わらない場合は、届出は必要ありません。

(問 2) 事業所の数を数えるにあたって、休止している事業所はどのように取り扱うか。

(答) 休止している事業所についても、事業所の数に含めて数えてください。

(問 3) 新規で届出を行うにあたり、様式の 5 区分変更 の欄は何を記載したらよいか。

(答) 業務管理体制を整備し、新規で届出を行う場合には、5 区分変更の欄に記入する必要はありません。

(問4) 届出にあたり、添付書類は必要か。

(答) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要<sup>\*1</sup> 及び業務執行の状況の監査の方法の概要<sup>\*2</sup> について届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。

\*1 法令順守マニュアル (法令遵守マニュアル)

\*2 法令遵守に係る監査

(問5) 届出事項の変更を届け出たいが、「事業者 (法人) 番号」はどこで確認できるか。

(答) 事業者 (法人) 番号については、県のホームページの「業務管理体制届出済事業者一覧」に掲載しているので適宜確認してください。

県ホームページ：トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】> 指導・監査 > 業務管理体制

URL： [https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo\\_hoken/shidou/gyoumukanritaisei.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/shidou/gyoumukanritaisei.html)